

京都市上下水道局告示第46号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和2年11月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名簿

指定番号831号

京都市東山区本町十九丁目418-5

株式会社 アメニティコスモス

代表取締役 瀬古 浩史

2 廃止年月日

令和2年11月6日

(上下水道局水道部水道管路課)